

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出( )	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出(11件)(経営支援課)	1
○種畜証明書の交付の通報(畜産振興課)	6
○保安林の指定予定の通知(治山林道課)	7
○公共測量の実施の通知(4件)(用地対策課)	7
○公共測量の終了の通知( )	8
○道路の区域変更(道路課)	8
○建築基準法による道路の位置の指定(建築指導課)	8
公告	
○土地区画整理組合の理事の就退任の届出(都市計画課)	8
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	8
落札公告	
○落札者等の公告(2件)(警察本部会計課)	10

## 告 示

### 高知県告示第688号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大国町内科クリニック	吾川郡いの町大国町101	令3・6・22
調剤薬局ツルハドラッグ南国中央店	南国市大埴甲2317番地1	令3・7・1
マック中村調剤薬局	四万十市具同5390番地	令3・7・1
訪問看護ステーション花	安芸市土居1977番5	令3・6・15

### 高知県告示第689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
江洲歯科診療所	土佐市高岡町乙8-1	令3・5・31

### 高知県告示第690号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出の概要

- 届出者の名称  
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
- 届出者の住所  
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ旭店  
高知市縄手町字黒原18番地1
- 変更した事項  
ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

香川県高松市円座町1001番地  
(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一  
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地  
(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一  
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(5) 変更年月日

令和3年3月1日

(6) 変更理由

合併による設置者及び小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

### 高知県告示第691号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 届出の概要

- 届出者の名称  
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
- 届出者の住所  
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ仁井田店  
高知市仁井田1633-1ほか

<p>(4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>(5) 変更年月日 令和3年3月1日</p> <p>(6) 変更理由 合併による設置者及び小売業者の変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和3年6月3日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第692号</b> 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和3年8月3日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 (2) 届出者の住所</p>	<p>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高須店 高知市高須三丁目1番53号</p> <p>(4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>(5) 変更年月日 令和3年3月1日</p> <p>(6) 変更理由 合併による設置者及び小売業者の変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和3年6月3日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第693号</b> 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和3年8月3日 高知県知事 濱田 省司</p>	<p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 (2) 届出者の住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ一宮店 高知市一宮中町三丁目22番7号 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>(5) 変更年月日 令和3年3月1日</p> <p>(6) 変更理由 合併による設置者及び小売業者の変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和3年6月3日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第694号</b> 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事</p>
--	--	---

項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一

(2) 届出者の住所

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ長浜店  
高知市長浜5181番地1

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(5) 変更年月日

令和3年3月1日

(6) 変更理由

合併による設置者及び小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第695号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一

(2) 届出者の住所

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ安芸店  
安芸市矢ノ丸四丁目320-1

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(5) 変更年月日

令和3年3月1日

(6) 変更理由

合併による設置者及び小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
安芸市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第696号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一

(2) 届出者の住所

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ土佐店  
土佐市蓮池字池ノ尻1119ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
香川県高松市円座町1001番地

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

(5) 変更年月日

令和3年3月1日

(6) 変更理由

合併による設置者及び小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和3年6月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
土佐市役所

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第697号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日  
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一  
 (2) 届出者の住所  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ土佐山田店  
 香美市土佐山田町茶山町三丁目59-4 ほか  
 (4) 変更した事項  
 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
 平尾 健一  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
 平尾 健一  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 (5) 変更年月日  
 令和3年3月1日  
 (6) 変更理由  
 合併による設置者及び小売業者の変更のため

2 届出年月日  
 令和3年6月3日  
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 香美市役所  
 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第698号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日  
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一  
 (2) 届出者の住所  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ奈半利店  
 安芸郡奈半利町水門乙1305-9 ほか  
 (4) 変更した事項  
 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
 平尾 健一  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
 平尾 健一

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 (5) 変更年月日  
 令和3年3月1日  
 (6) 変更理由  
 合併による設置者及び小売業者の変更のため

2 届出年月日  
 令和3年6月3日  
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 奈半利町役場  
 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第699号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年8月3日  
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一  
 (2) 届出者の住所  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ久礼店  
 高岡郡中土佐町久礼6619-3 ほか  
 (4) 変更した事項  
 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役  
 平尾 健一  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

<p>及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>(5) 変更年月日 令和3年3月1日</p> <p>(6) 変更理由 合併による設置者及び小売業者の変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和3年6月3日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 中土佐町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第700号</b> 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和3年8月3日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 (2) 届出者の住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ佐川店 高岡郡佐川町甲385-1ほか (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗において設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p>	<p>香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 香川県高松市円座町1001番地 (変更後) マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</p> <p>(5) 変更年月日 令和3年3月1日</p> <p>(6) 変更理由 合併による設置者及び小売業者の変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和3年6月3日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 佐川町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p>	
--	--	--

## 高知県告示第701号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11334950238	令3・5・27	山霧 (全和褐233)	牛	褐毛和種	平24・6・29	1級	吾川郡いの町 筒井 英夫
11184512174	令3・5・28	千代隆 (全和褐201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240301353	令3・5・28	嶺北五月 (全和褐原110)	牛	褐毛和種	平19・5・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11267672214	令3・5・28	桜山 (全和褐原112)	牛	褐毛和種	平22・6・11	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11339683513	令3・5・28	彦星 (全和褐230)	牛	褐毛和種	平23・6・29	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362313197	令3・5・28	南千代司 (全和褐234)	牛	褐毛和種	平25・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11339268482	令3・5・28	春嶺 (全和褐235)	牛	褐毛和種	平25・4・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11350378887	令3・5・28	若藤 (全和褐236)	牛	褐毛和種	平26・5・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11455183966	令3・5・28	南鯨 (全和褐原116)	牛	褐毛和種	平26・6・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362973193	令3・5・28	千代北山 (全和褐239)	牛	褐毛和種	平27・1・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11460016716	令3・5・28	北隆栄 (全和褐240)	牛	褐毛和種	平27・4・25	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11483784159	令3・5・28	元繁 (全和褐241)	牛	褐毛和種	平28・1・25	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

11341523876	令3・5・28	多津美 (全和褐242)	牛	褐毛和種	平28・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11508714055	令3・5・28	百合繁 (全和褐243)	牛	褐毛和種	平28・5・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11393759773	令3・5・28	千代五月 (全和褐244)	牛	褐毛和種	平28・7・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11552747870	令3・5・28	嶺北秀美 (全和褐246)	牛	褐毛和種	平29・6・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11389959828	令3・5・28	岩嶺桜 (全和褐247)	牛	褐毛和種	平29・8・14	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11417216886	令3・5・28	藤吹山 (全和褐248)	牛	褐毛和種	平30・5・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11554424175	令3・5・28	旭福山 (全和褐252)	牛	褐毛和種	平30・7・27	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11500039323	令3・5・28	南川姫 (全和褐253)	牛	褐毛和種	平30・11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11380514309	令3・5・28	百合土佐 (全和19子高褐1072)	牛	褐毛和種	令元・6・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11570122734	令3・5・28	百合北 (全和19子高褐1074)	牛	褐毛和種	令元・6・23	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11465406017	令3・5・28	秀吉 (全和19子高褐122)	牛	褐毛和種	令元・8・4	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11583502080	令3・5・28	百合岩 (全和19子高褐147)	牛	褐毛和種	令元・9・20	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11423824334	令3・5・28	吹川山 (全和20子高褐1014)	牛	褐毛和種	令元・12・20	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

11458202152	令3・ 5・28	南隆山 (全和19子高掲 1997)	牛	褐毛 和種	令2・ 1・9	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
-------------	-------------	--------------------------	---	----------	------------	----	--------------------

**高知県告示第702号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町久保川字大サコ555の6
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大サコ555の6（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第703号**

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和3年7月20日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
四万十市荒川地内

**高知県告示第704号**

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類  
公共測量（2級及び4級基準点測量）

2 作業期間  
令和3年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域  
幡多郡黒潮町伊田地内

**高知県告示第705号**  
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
令和3年8月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類  
公共測量（3級及び4級基準点測量）

2 作業期間  
令和3年7月20日から同年10月29日まで

3 作業地域  
幡多郡黒潮町伊田地内

**高知県告示第706号**  
農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
令和3年8月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 作業種類  
公共測量（基準点測量）

2 作業期間  
令和3年7月26日から令和4年3月18日まで

3 作業地域  
南国市地内

**高知県告示第707号**  
国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和3年7月高知県告示第482号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
令和3年8月3日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第708号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和3年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道  
2 路線名 宿毛津島  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
宿毛市橋上町楠山字北久山1163番6から宿毛市橋上町出井字大平山462番11まで	前	4.8	3178	
		64.5		
宿毛市橋上町出井字大平山462番5地先から宿毛市橋上町出井字大平山462番5まで	後	A	4.8	145
			40.3	
宿毛市橋上町楠山字北久山1163番6から宿毛市橋上町出井字大平山462番11まで	B	6.8	3138	
		60.7		

**高知県告示第709号**  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。  
令和3年8月3日  
高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野字トノ丸	963番26	6.00	58.07	
	963番27	6.00	57.56	

-----  
公 告  
-----

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合から次のとおり退任し、及び就任した理事の届出があった。  
令和3年8月3日

高知県知事 濱田 省司

氏 名 住 所  
(退任)  
泥谷 光信 土佐清水市下川口954番地  
久保 眞一 〃 天神町2番10号  
森 祥一 〃 寿町2番1号  
岩崎 清明 〃 旭町140番地6  
五藤 満子 〃 天神町12番20号  
橋本 敏男 〃 汐見町14番3号  
吉田千代美 〃 元町7番12号  
谷村 勝亨 〃 〃 6番7号  
(就任)  
泥谷 光信 土佐清水市下川口954番地  
五藤 満子 〃 天神町12番20号  
笹本 泰秀 〃 〃 12番25号  
植垣 泰子 〃 清水ヶ丘17番3号  
三木 達彦 〃 元町11番2号  
橋本 敏男 〃 汐見町14番3号  
吉田千代美 〃 元町7番12号  
木下 司 〃 旭町57番1号

-----  
監 査 公 表  
-----

**監査公表第7号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。  
令和3年8月3日  
高知県知事 濱田 省司  
高知県監査委員 3 高行管第122号  
令和3年6月30日  
高知県監査委員 様  
高知県知事  
令和2年度行政監査結果に対する措置について（通知）  
令和3年3月26日付け2高監報第16号で報告のありました、令和2年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。  
記

1 監査委員の意見  
入札保証金及び契約保証金に関する事務のうち特に免除事務については、監査した範囲において法令に適合して正確に行われているとは認められないので、改善が必要である。  
各機関においては、法令に沿って適切な徴収、免除及び返還



事務が行われるよう、職員に周知徹底するとともに、特に管理職員は十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

保証金免除においては、入札参加資格者名簿への登録をもって免除要件としていた不適切な事例が多く見られた。会計管理課においては、入札参加資格者名簿への登録をもって、保証金免除の根拠とはならない旨を、全庁に周知徹底されたい。

免除要件である契約実績の確認については、実際に確認したかどうか書面上では検証ができないものが多数あり、さらには同一の機関の中でも事業ごとに確認方法や書類の添付状況が異なる事例が散見された。

好事例の一つとして紹介するが、公園下水道課の「高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務」については、一般競争入札の公告時に契約実績に関する書類の様式も定めて提示していたため、入札参加者の契約実績を容易に確認することができるようになっていた。

今回の監査を行う過程で、他県の動向についても知る機会があったが、和歌山県においても、公園下水道課のように所属で独自に様式を定め入札参加者の契約実績の確認をしていた。

また、宮城県においては、契約担当課が入札保証金及び契約保証金の免除申請書を定めて、全庁で活用していた。

このように様式を定めることは、事務処理の正確性や効率性に資するものであり、会計管理課及び各機関においては、事務の改善の参考とされたい。

また、総務事務センター及び管財課においては、作成している入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加して記載し、庁内各機関が随時閲覧することができるようにすること等も検討されたい。

契約保証金の免除については、免除事務の監査結果で述べたように、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第40条第2号の「その他これに類する場合」についても、即納により瞬時に債務が消滅する契約を想定していると考えられる。「その他これに類する場合」として、債務が瞬時に消滅しない契約を適用し免除していた4件（うち1件は議会事務局）の契約については、今回監査した他機関の免除規定の適用状況等から見ても、規則第40条第6号による免除の検討をすることが望ましいと考える。

各機関においては、規則第40条第2号は慎重に適用されたい。

## 2 措置の内容

入札保証金は、落札者が万一契約を締結しない場合、県の被る損害を補填するとともに、落札者の義務の履行を担保する効果を持つものであり、規則第10条に規定する入札保証金の納付の免除に該当しない場合は、入札参加者は入札までに納付する必要があります。このため、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第69条においては、入札当日の入札保証金の納付

又は還付の取扱いについて定めています。

また、契約保証金は、契約の完全な履行を確保し、債務不履行の場合における損害を賠償させるために、契約の相手方から納付させる保証金であり、規則第40条に規定する契約保証金の免除に該当しない場合は、契約者は契約締結までに納付する必要があります。

こうした中、契約を担当する所属では、入札や契約の前に、規則第10条又は第40条を確認し、保証金の免除の可否を判断する必要がありますとともに、その判断過程を所属で説明できるようにしておくことが重要であると考えます。

以上のことから、規則及び「高知県契約規則の施行について」（依命通達）に基づき、各所属において、入札保証金及び契約保証金に関する事務手続きが適正かつ効率的に行われるよう、全所属に通知を行います。あわせて、会計事務の実務研修や「会計管理局だより」により、適正な入札や契約事務のポイントの周知や、好事例の紹介を行うとともに、日頃の支出審査や会計検査等を通じて指導していきます。

内部統制においては、今回の行政監査において不適切な事務処理を行っていたことが判明した所属においては、同様の誤りを繰り返すことがないよう、令和3年度の「リスク評価シート」でリスクとして管理することとします。また、令和4年度の内部統制に向けた「高知県内部統制事務処理要領」の見直しとあわせて、「リスク評価シート」のリスクの内容に項目立てすることを検討します。

次に、総務事務センター及び管財課において作成する入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加することについては、次の理由により、各所属において契約時に過去2年間の契約実績を相手方に確認し、規則第40条第6号の適否を判断することが適当であると考えます。

- ・ 入札参加資格の要件としていない国及び地方公共団体との契約実績を提出させることは、事業者の負担が大きい。
- ・ 各所属が随時閲覧可能にするためには、物品管理システムの改修やシステムへ膨大な情報を登録する作業が必要となる。
- ・ 入札参加資格の申請は3年ごとに行われるため、各所属における入札の実施時期によっては情報を有効活用できない。

また、今回指摘のあった3件の清掃業務の契約に係る契約保証金の免除の判断に当たって規則第40条第2号を適用していたところ、平成30年度及び令和元年度は、担当者が解釈を誤り同条第2号を適用したものです。

令和2年度は、これら3件の清掃業務の契約にあたり、同条第6号に該当するとして契約保証金を免除していますが、規則第40条第2号の適用の判断については引き続き慎重に行いま

す。

3 高議政第39号  
令和3年6月21日

高知県監査委員 様

高知県議会議長

令和2年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和3年3月26日付け2高監報第16号で報告のありました、令和2年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

## 1 監査委員の意見

入札保証金及び契約保証金に関する事務のうち特に免除事務については、監査した範囲において法令に適合して正確に行われているとは認められないので、改善が必要である。

各機関においては、法令に沿って適切な徴収、免除及び返還事務が行われるよう、職員に周知徹底するとともに、特に管理職員は十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

保証金免除においては、入札参加資格者名簿への登録をもって免除要件としていた不適切な事例が多く見られた。会計管理課においては、入札参加資格者名簿への登録をもって、保証金免除の根拠とはならない旨を、全庁に周知徹底されたい。

免除要件である契約実績の確認については、実際に確認したかどうか書面上では検証ができないものが多数あり、さらには同一の機関の中でも事業ごとに確認方法や書類の添付状況が異なる事例が散見された。

好事例の一つとして紹介するが、公園下水道課の「高知県流域下水道公営企業会計システム構築・運用保守委託業務」については、一般競争入札の公告時に契約実績に関する書類の様式も定めて提示していたため、入札参加者の契約実績を容易に確認することができるようになっていた。

今回の監査を行う過程で、他県の動向についても知る機会があったが、和歌山県においても、公園下水道課のように所属で独自に様式を定め入札参加者の契約実績の確認をしていた。

また、宮城県においては、契約担当課が入札保証金及び契約保証金の免除申請書を定めて、全庁で活用していた。

このように様式を定めることは、事務処理の正確性や効率性に資するものであり、会計管理課及び各機関においては、事務の改善の参考とされたい。

また、総務事務センター及び管財課においては、作成している入札参加資格者名簿に過去の国及び地方公共団体との契約実績を付加して記載し、庁内各機関が随時閲覧することができるようにすること等も検討されたい。

契約保証金の免除については、免除事務の監査結果で述べたように、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下

「規則」という。)第40条第2号の「その他これに類する場合」についても、即納により瞬時に債務が消滅する契約を想定していると考えられる。「その他これに類する場合」として、債務が瞬時に消滅しない契約を適用し免除していた4件の契約については、今回監査した他機関の免除規定の適用状況等から見ても、規則第40条第6号による免除の検討をすることが望ましいと考える。

各機関においては、規則第40条第2号は慎重に適用された

## 2 措置の内容

議会事務局においては、4つの委員会が同時期に県内出先機関等調査を行う場合に、バスの手配等を一括して行えるよう、委員会調査等出張業務委託として指名競争入札による発注を行っています。

契約の相手方からは規則第39条により契約保証金を納めさせることとなっていますが、規則第40条各号に該当する場合は免除できることとなっており、今回指摘のあった委員会調査等出張業務委託については、平成19年度に同業務が外部委託に変更された際に担当者が解釈を誤り同条第2号を適用した処理を継続してきたものです。今後は指名業者における国や地方公共団体との過去2年間の契約実績の確認を行い、規則第40条第6号により免除の適否を判断することとしました。

これにより、令和3年度の委員会調査等出張業務委託の入札においては、国や地方公共団体との過去2年間の契約実績を記入する様式を定め、所属にて過去2年間における県との同種の業務の契約実績が確認できない場合には、事前に事業者が提出した書類を確認することで、契約保証金の免除の適否を判断することとします。

## 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年8月3日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
重要事件捜査支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所

日通リース&ファイナンス株式会社広島支店松山営業所 愛媛県松山市富久町393番地3

- 5 落札金額  
月額 7,003,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年3月26日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年8月3日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
情報管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三井住友トラスト・バナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 5 落札金額  
月額 1,114,685円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年4月30日